

第七十七回国会 衆議院 農林水産委員会 議録 第五号

平成二十三年三月二十二日(火曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 山田 正彦君
理事 梶原 康弘君
理事 津島 恭一君
理事 柳田 和己君
理事 宮腰 光寛君
理事 網屋 信介君
理事 石原洋三郎君
理事 大串 博志君
理事 金子 健一君
理事 近藤 和也君
理事 田名部匡代君
理事 玉木雄一郎君
理事 中野渡詔子君
理事 松木けんこう君
理事 吉田 公一君
理事 今村 雅弘君
理事 小里 泰弘君
理事 保利 耕輔君
理事 西 博義君
理事 石川 知裕君

補欠選任
理事 佐々木隆博君
理事 仲野 博子君
理事 谷 公一君
理事 石田 祝穂君
理事 石田 三示君
理事 今井 雅人君
理事 加藤 学君
理事 川越 孝洋君
理事 篠原 孝君
理事 高橋 英行君
理事 道休誠一郎君
理事 野田 国義君
理事 山岡 達丸君
理事 伊東 良孝君
理事 江藤 拓君
理事 近藤三津枝君
理事 山本 拓君
理事 吉泉 秀男君

農林水産大臣 鹿野 道彦君
農林水産副大臣 篠原 孝君
農林水産大臣政務官 田名部匡代君
農林水産大臣政務官 吉田 公一君
農林水産委員会専門員 雨宮 由卓君

委員の異動

三月二十二日

辞任

石山 敬貴君
谷川 弥一君

補欠選任

川越 孝洋君
近藤三津枝君

第一類第八号

農林水産委員会議録第五号

平成二十三年三月二十二日

同日

辞任

川越 孝洋君
近藤三津枝君

補欠選任

石山 敬貴君
谷川 弥一君

三月二十二日

森林法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

同日

T P P 参加反対、日本農業の再生に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第三五六号)

は本委員会に付託された。

三月十八日

水源地域への外国資本による森林買収の規制に関する法整備を求めることに関する陳情書(群馬県沼田市上原町一八〇一の二星野巳喜雄外四名)(第七〇号)

地域の実情に応じた適切な土地利用のための規制緩和に関する陳情書(静岡県浜松市中区元城町一〇三の二中村勝彦)(第七一号)

T P P の交渉参加反対に関する陳情書外三件(鹿児島県西之表市西之表七六一二田頭泉外十七名)(第七二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

○山田委員長 これより会議を開きます。

議事に入るに先立ちまして、委員会を代表して一言申し上げます。このたびの東北地方太平洋沖地震によりお亡くなりになられた方々とその御遺族の方々に深く哀悼の意を表します。

また、被災者の皆様にご心痛をお見舞いを申し上げます。

これより、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思っております。

全員御起立をお願いいたします。――黙禱。(総員起立、黙禱)

○山田委員長 黙禱を終わります。御着席願います。

○山田委員長 内閣提出、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は終局いたしました。

○山田委員長 この際、本案に対し、佐々木隆博君外五名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党及び社会民主党・市民連合の四派共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。佐々木隆博君。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する修正案 (本号末尾に掲載)

○佐々木隆博委員長 たいだいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付したとおりであります。以下、その内容を申し上げます。

第一に、家畜の所有者が行う埋却等の確かつ迅速に実施されるようにするため、都道府県知事は、補完的に提供する土地の準備を行うよう努めなければならないこととしております。

第二に、実効ある家畜防疫体制を早急に整備するため、法律の施行期日を公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日に改めることとしております。ただし、新たに義務を課する規定で罰則を伴うもの及びこれに関連する規定については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、これらの規定以外の規定で政省令の制定または改正を伴わないものについては公布の日から、それぞれ施行することとしております。

その他、施行期日の修正に伴い、所要の規定の整理を行うこととしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○山田委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、佐々木隆博君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○山田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、たいだいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山田委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○山田委員長 たいま議決いたしました法律案に対し、仲野博子君外三名から、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党及び社会民主党・市民連合の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されており、提出者から趣旨の説明を求めます。谷公一君。

○谷委員 たいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

それでは、案文を朗読いたします。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興のため全力を尽くすべきである。こうした中、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生が国内外で相次いでおり、政府は、本法の施行に当たり、実効ある家畜防疫体制を早急に整備するため、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 特定家畜伝染病(口蹄疫、BSE、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ)が発生した場合には、農林水産省に対策本部を設置すること。また、都道府県にも対策本部が設置されるよう、必要な措置を講ずること。

二 都道府県が管理する種雄牛等について、緊急時に備えた分散飼育が行われるよう、必要な措置を講ずること。

三 家畜伝染病の発生国からの入国者と畜産業従事者が直接接触する可能性の高い施設における防疫措置の重要性に鑑み、宿泊施設、観光施設等において、消毒その他の必要な防疫措置が確実に実施されるよう、必要な措置を講ずること。

四 家畜防疫官の増員をはじめとする水際対策に係る体制の強化について、必要な措置を講ずること。

五 家畜の所有者が迅速に手当金の交付を受けられることができるよう、必要な措置を講ずること。

六 都道府県により消毒薬等の防疫のために必要な物品の備蓄が適切に行われるよう、必要な財政的支援等を行うこと。

七 都道府県が必要な員数の家畜防疫員を確保することができるよう、必要な財政的支援を行うこと。

八 家畜の所有者等に対する手当金等について、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な税制上の措置を講ずること。

九 特定家畜伝染病に関し、家畜市場の自主的な開催の停止等により家畜の所有者に生じた損失の補てんについて、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な措置を講ずること。

十 特定家畜伝染病がまん延した場合における生産者等の経営及び生活再建等について、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置と同様の十分な経済的支援がなされるよう、必要な措置を講ずること。

十一 国の防疫対応において重要な役割を果たす動物衛生研究所については、国の機関として位置付け、また、体制を強化していくことについて検討すること。

十二 国家防疫という観点から産業動物に関する獣医療体制を有効なものとするため、獣医学系大学における産業動物に関する実習の強化、獣医師免許取得後の産業動物に関する研修の強化等の措置を講ずること。また、獣医師以外の獣医療に従事する者の資格(動物看護師など)の制度化について検討すること。

十三 野鳥、天然記念物等家畜以外の動物が特

定家畜伝染病にかかっていることが発見された場合に家畜への感染を防止するため必要な措置を迅速に講ずることができるよう、文化財保護法、博物館法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等について、早期に検討を行い必要な見直しを行うこと。

右決議する。

以上の附帯決議案の内容につきましては、質疑の過程等を通じて御承知のところと存じますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○山田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

〔賛成者起立〕

○山田委員長 起立総員。よつて、本法律案に対する附帯決議を付することに決しました。

この際、たいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣鹿野道彦君。

○鹿野国務大臣 たいまは法案を可決いただきまして、まことにありがとうございます。附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、関係省庁とも連携を図りつつ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○山田委員長 お諮りいたします。

たいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○山田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山田委員長 次回は、明二十三日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十二分散会

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する修正案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定を次のように改める。

目次中「第十二条の四」を「第十二条の七」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第四章

輸出入検査(第三十六条―第四十六条)」を「第四章 輸出入検査等(第三十六条―第四十六条の四)」

病原体の所持に関する措置(第四十六条の五―第四十六条の二二)」に、「第五章」を「第六章」

に、「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に、「第六章 罰則(第六十三条―第六十六条)」を「第七章 罰則(第六十三条―第六十九条)」に改める。

第二十一条に二項を加える改正規定のうち同条第六項中「指導」の下に「補完的に提供する土地の準備」を加える。

附則第一条中「六月」を「三月」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(第十二条の四)を「第十二条の七」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める部分及び「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に改める部分に限る。

二 第三十二条の改正規定、第二章に一条を加える改正規定、第二十一条に二項を加える改正規定、第三章に一条を加える改正規定、第五十

五章に一条を加える改正規定、第五十章に一条を加える改正規定、第五十一

二条の二を第五十二条の三とし、第五十二条の次に一条を加える改正規定、第五十三条の改正規定、第六十条の次に二条を加える改正規定第六十条の三に係る部分に限る。)、第六十二条の二の改正規定、第六十二条の三の改正規定、第五章中第六十二条の五を第六十二条の六とする改正規定、第六十二条の四の改正規定及び同条を第六十二条の五とし、第六十二条の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条第四項、第十二条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の項の改正規定に限る。)、及び第二十条の規定 公布の日

二 目次の改正規定(第十二条の四を「第十二条の七」に、「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める部分及び「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に改める部分を除く。)、第五十二条第四項の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定、第十二条の三の改正規定、第十二条の四の改正規定、第二章中同条を第十二条の六とし、第十二条の三の次に二条を加える改正規定、第十三条の次に一条を加える改正規定、第二十五条の改正規定、第二十六条の改正規定、第二十八条の改正規定、第四章の章名の改正規定、同章中第四十六条の次に三条を加える改正規定、第六十三条に一号を加える改正規定、第六十四条の改正規定、第六十六条の改正規定、同条を第六十七条とする改正規定、第六十五条の改正規定(第二十八條の二第一項に係る部分を除く。)、第六十五条を第六十六条とし、第六十四条の次に一条を加える改正規定、本則に二条を加える改正規定、第六章を第七章とする改正規定、第五十一条の改正規定、第五十二条の改正規定、第五十六条の改正規定、第六十一条の改正規定及び第五章を第六章とし、第四章の次に一章を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び

附則第十九条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十八条の規定 この法律の公布の日又は民法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日

附則第二条中「この法律の施行前」を「前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。前)に、「この法律の施行の日(以下「施行日」という。後)を「一部施行日」に改める。

附則第三条を削る。

附則第四条中「この法律の施行」を「一部施行日」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第五条中「この法律の施行後」を「一部施行日以後」に改め、同条を附則第四条とする。

附則第六条中「この法律の施行」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。後)に改め、同条を附則第五条とする。

附則第七条第一項中「この法律の施行の際」を「一部施行日において」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「この法律の施行の際」を「一部施行日において」に改め、同条第五項中「附則第七条第一項」を「附則第六条第一項」に改め、同条第六項中「この法律の施行の際」を「一部施行日において」に改め、同条を附則第六条とし、附則第八条を附則第七条とする。

附則第九条第一項各号列記以外の部分中「この法律の施行の際」を「一部施行日において」に、「施行日」を「一部施行日」に改め、同項第一号中「この法律の施行の際」を「一部施行日において」に改め、同項第二号中「この法律の施行前」を「一部施行日以前」に、「この法律の施行後」を「一部施行日以後」に改め、同項第三号中「この法律の施行前」を「一部施行日以前」に、「この法律の施行の際」を「一部施行日において」に改め、同項第四号中「この法律の施行の際」を「一部施行日において」に改め、同条を附則第八条とする。

附則第十条第一項中「この法律の施行」を「施行日」に改め、同条第二項中「この法律の施行後」を「施行日以後」に改め、同条第三項から第六項までの規定中「この法律の施行」を「施行日」に改め、同条第七項中「この法律の施行後」を「施行日以後」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第十一条中「の施行前」を「(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定の施行前)に、「附則第四条」を「附則第三条」に、「この法律の施行後」を「一部施行日以後」に改め、同条を附則第十条とし、附則第十二条を附則第十一条とする。

附則第十三条中(昭和二十二年法律第六十七号)を削り、同条を附則第十二条とし、附則第十四条から第十六条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第十七条第一項及び第二項中「この法律の施行」を「施行日」に改め、同条第三項から第六項までの規定中「この法律の施行前」を「施行日以前」に、「この法律の施行後」を「施行日以後」に改め、同条を附則第十六条とする。

附則第十八条のうち第一項の改正規定中「附則第十七条第四項」を「附則第十六条第四項」に、「附則第十六条」を「附則第十五条」に改め、附則第十八条を附則第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。
(民法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十八条 民法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「の施行」を「附則第一条第二号に掲げる規定の施行」に改める。

平成二十三年三月三十一日印刷

平成二十三年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A